

佐賀県公文書館だより

第3号 平成29年3月



国宝修理関係書類（大正4～6年）

～ 目 次 ～

- 平成28年展示報告
 - I 公文書から見る有田焼・・・・・・・・・・・・・・2
 - II 明治期の神社—神社明細帳の数々—・・・・・・3
 - III 文化財保護制度の歩み・・・・・・・・・・・・・・4
- 御利用案内ほか・・・・・・・・・・・・・・4
- お知らせ
 - 開催中の企画展示について・・・・・・・・・・・・・・5
 - 歴史的文書検索システム運用スタート・・・・・・・・・・6

◎企画展示の紹介

Ⅰ「公文書から見る有田焼」
平成二十八年三月二十五日～六月二十六日

豊臣秀吉の朝鮮出兵に参加した鍋島藩祖・鍋島直茂が連れ帰った朝鮮人陶工たちが、元和二（一六一六）年、有田地区の泉山に陶器原料の陶石を発見し、日本で初めて磁器を焼成したと言われています。有田焼は、平成二十八（二〇一六）年に創業から四百年を迎えました。

一・明治と大正期の有田焼

明治八（一八七五）年、有田の有力な窯元たちが合本組織香蘭社を設立しました。香蘭社は、パリ万国博覧会等で人気となり、有田焼は高い評価を得ました。香蘭社をはじめ、精磁会社や深川製磁は海外から最新の技術を取り入れ、有田に広めました。明治二十九（一八九六）年から陶磁器品評会が始まり、その協賛行事として大正四（一九一五）年から始まった蔵ざらえは、有田陶器市へと発展し現在に至っています。

大正五（一九一六）年の『県勢要覧』には、陶磁器は「本県工業品中最も重要ナルモノニ属シ」と記され

ています。（写真A）



写真A

大正期は、第一次世界大戦の影響により一時、景気が好況となりましたが、大正九（一九二〇）年の戦後恐慌により陶磁器の価格は下落し、売上は低迷しました。

一方、大戦中における電気事業の発展で、送電線架設用の碍子（がいし）（絶縁するための器具）の需要が高まり、有田の碍子産業は大きく発展しました。

二・献上品としての有田焼

江戸時代、佐賀藩は藩窯で磁器を焼成し、幕府や諸大名への献上・贈答用としていました。

明治時代には、天皇の即位や婚礼のほか、県内及び近県で陸軍特別大演習が行われる際、天皇や皇族に対し、県の名産品が献上されました。県内からは米、清酒、海苔、みかん等県の代表的な名産品が献上されており、陶磁器関係では有田焼等の磁器や唐津焼等の陶器がありました。

江戸時代から続く酒井田柿右衛門や辻家の磁器のほか、明治以降、万国博覧会で名声を得た香蘭社や深川製磁の磁器も多く献上されました。



昭和天皇へ献上された
香蘭社製花瓶の写真

三・有田焼を支えた組合

明治四（一八七一）年の廃藩置県により、それまで佐賀藩の保護下にあった有田の窯元たちは、同九（一八七六）年、自主的な規則である陶業盟約をつくり、自立を目指しました。しかし、藩の厳しい管理下ではないため、しだいに品質の悪い製品が目立つようになりました。同十九（一八八六）年、県はこのような粗製濫造の矯正を目的とした陶業組合準則を定め、陶業組合の設立を促しました。同二十三（一八九〇）年に有田陶磁業組合が発足し、その後も会員が共同で原材料の購入・倉庫建設・製品販売等を行うことを目的と

した同業組合や工業組合が設立されました。

四・窯業の後継者育成

明治十四（一八八一）年、白川小学校（現 有田小学校）の職員江越礼太が中心となり、陶器工芸学校勉脩（べんしゅう）学舎を設立しました。当時、このような職工学校は全国的に見ても珍しいものでしたが、志望者が集まらず、同十六（一八八三）年には閉校しました。

明治二十八（一八九五）年、有田町他四村立の有田徒弟学校が設立されました。分業体制における各工程の専門性を高めるため、生徒は志望によって陶画（陶案や絵付け）、拉坏（素地や釉薬の調製）、捻製（成型や彫刻、焼成など）を学びました。

留 捻製 二	切、原料精製 練習、陶画 加山製磁器 製、陶画	加山製磁器 製、陶画	加山製磁器 製、陶画
陶器法 二	二、製陶法 大、製陶法	三、製陶法 大、製陶法	三、製陶法 大、製陶法
陶器法 三	三、製陶法 大、製陶法	三、製陶法 大、製陶法	三、製陶法 大、製陶法

教科課程及授業時間表より

同校はその後、県へ移管され、県立有田工業高等学校として、現在も窯業の後継者教育を行っています。

Ⅱ 「明治期の神社

― 神社明細帳の数々 ―

平成二十八年七月六日～十月一日

新たな社格制度による神社の等級化、神社明細帳の調製、大規模な神社祀政策等、国家の管理・保護下に置かれていた明治期の神社行政について展示を行いました。

一・近代社格制度

社格とは、神社の祭神、由緒、規模等によりその待遇上の差をつけた等級のことで、八世紀初頭から用いられました。

明治四（一八七一）年五月十四日、政府は神道を国家的祭祀と位置付けるとともに、太政官布告「官社以下定額・神官職制等規則」により、新たに近代社格制度を制定しました。神社に関するあらゆる事柄が法制度で定められることとなりました。

近代社格制度は、昭和二十（一九四五）年十二月、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）が国家と神社の完全な分離を命じ、翌年二月に神社の国家管理が廃止されるまで続きました。

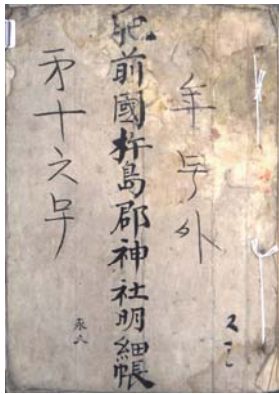
社格一覧

官社	官幣大・中・小社
	国幣大・中・小社
諸社	別格官幣社
	府県社
	郷社 村社
無格社	

二・神社明細帳の調製

明治政府は、早くから神社・寺院の実態、実数について調査を行っていましたが、明治十二（一八七九）年六月二十八日、内務省達乙第三十一号により各府県に対し、神社及び寺院の明細帳の書式を統一するよう調製を命じました。

明細帳には、鎮座地・社格・祭神・由緒・社殿間数等の十一項目が記載され、郡別に分けて編製されました。正本と副本が作成され、正本は府県庁に置かれ、副本は内務省に送られました。



神社明細帳の表紙

三・明治末期における神社の指定と合祀

明治三十九（一九〇六）年勅令第九十六号により、府県社・郷社・村社が例祭において、地方公共団体から神饌幣帛（神への供物）料の供進を受けることが認められました。

神饌幣帛料供進神社となるには、知事の指定が必要とされ、佐賀県においては、選定の結果、翌年二月に県社三、郷社二十四、村社五十四、計八十一の神社が指定されました。

明治末期には、政府主導により大規模な神社祀政策が行われました。この政策の目的は、一町村一社を目標に、神社の数を減らすことで残った神社に経費を集中させ、設備・財産を充実し、神社の威厳を保ち、継続的経営を確立させることにありました。また、地方公共団体から神社へ公費の供進を行う際に、財政が負担できるところまで神社の数を減らすことも目的とされていました。

全国で明治三十八（一九〇五）年には約十九万五千社あった神社が、同四十三（一九一〇）年には約十四万一千社に減りました。

佐賀県でも同様に四〇七一社から二二八三社へと大きく減少しました。

四・旧社格で見る県内の神社

明治期における県内の官国幣社は、明治四（一八七一）年に国幣中社へ列せられた田島神社のみでした。その後、昭和八（一九三三）年に明治維新の功労者である鍋島直正を祀る佐嘉神社が松原神社南殿から独立創建し、別格官幣社へ列せられました。同十五（一九四〇）年には、千栗八幡神社（現千栗八幡宮）が県社から国幣小社へ昇格しました。

県社は、明治末期には松原神社（佐賀市）、河上神社（佐賀郡）、櫛田社（神埼郡）、千栗八幡神社、祐徳稲荷神社（藤津郡）の計五社でしたが、大正期以降、郷社や村社から県社への昇格が増加し、社格が廃止される直前には、県社は十七社となりました。



写真ア

「祐徳稲荷神社々々図」（写真ア）は、明治十（一八七七）年に祐徳稲荷神社が郷社から県社への昇格を願い出た際、願書と共に提出した絵図です。

Ⅲ 「文化財保護制度の歩み」

平成二十八年十月七日

同二十九年一月二十九日

我が国の文化財保護政策は、明治初期に始まり、昭和二十五（一九五〇）年の「文化財保護法」制定以後も、改正によって制度の拡充が図られています。



一・文化財保護政策のはじまり

明治元（一八六八）年に政府が出した神仏分離令をきっかけに、廃仏毀釈運動が全国に広がり、多くの文化財が破壊・流失の危機にありました。同四（一八七二）年、政府は「古器旧物保存方」を布告し、伝世の古器旧物の保存を通達するとともに、各地方官庁で品目及び所蔵者の目録作成、報告を命じました。

明治二十一（一八八八）年、政府は「臨時全国宝物取調局」を設置し、

全国の古社寺にある古文書・絵画・彫刻・美術工芸品・書跡等約二十一万五千点の宝物類を調査しました。この実地調査の成果を基に、同三十

（一八九七）年「古社寺保存法」が制定され、日本初の文化財指定が行われました。同法では指定文化財を所有する社寺に対し管理責任を負わせることとし、これにより長年懸案となっていた文化財の散逸防止が法的に制度化されました。

一方で、維持修理の困難なものに対しては出願に基づき、保存金を下付して経済的援助を図りました。佐賀県でも大正四（一九一五）年度に国の補助事業で、五寺院、計十一地点の国宝（彫刻）を修理しました。簿冊「国宝修理関係書類」（表紙写真）には、国への補助願、国宝搬出申請、補助金の管理方法、破損状況、修理方法、費用等が記載されており、修繕箇所が朱塗りされた図解も一緒に綴られています。

二・保護対象の広がり

その後も宝物調査は続けられ、保護の対象から外れていた文化財についても新たに定めた法令で保護されました。近代化に伴う国土開発に対

処した「史跡名勝天然記念物保存法」

（大正八・一九一九年）、国・地方公共団体・旧大名家等個人所有の文化財保護を目的とした「国宝保存法」

（昭和四・一九二九年、これにより古社寺保存法は廃止）、国宝に指定されていない古美術品等の海外流出を防止するための「重要美術品等の保存に関する法律」（昭和八・一九三三年）等がありました。

三・文化財保護法の制定

昭和二十四（一九四九）年一月の法隆寺金堂の火災を機に、それまでの法令をまとめ、統一的な保護を図る「文化財保護法」が翌年制定されました。従来の国宝指定物件は重要文化財に改称し、その中で特に重要なものを国宝に指定する二段階の指定方式となり、その他に無形文化財や民俗資料、埋蔵文化財も保護の対象となりました。その後も同法は社会の変化に伴って随時改正が行われています。

佐賀県においては、国の指定を受けない文化財で県にとって重要なものの保存活用を図るために昭和二十八（一九五三）年「佐賀県文化財保護条例」が制定されました。

御利用案内

◎歴史的文書の閲覧

歴史的文書検索システム又は歴史的文書目録から閲覧したい資料を検索し、「歴史的文書閲覧等申請書」に必要事項を記入の上、提出してください。原本の劣化を防ぐため、原則としてマイクロフィルム又はPDFファイルでの閲覧となります。また、個人情報保護の観点から事前審査が必要な場合があります。

◎開館時間

午前九時～午後五時

◎休館日

毎週月曜日（月曜が祝日の場合は開館し、翌日休館）、年末年始

所蔵・利用状況

歴史的文書所蔵数（平成27年度末）

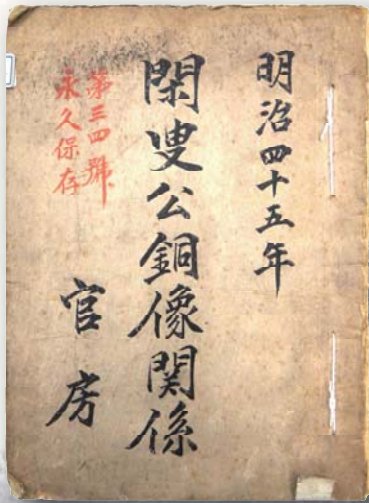
文書の作成機関	冊数
知事部局	14,797
教育委員会	324
議会事務局	380
人事委員会	1
計（前年度比）	15,502 (+730)

一般利用数（平成28年度4月～2月）

閲覧件数	見学者
179件	113名

佐賀県公文書館所蔵資料展

鍋島直正公銅像



大正二年、佐賀藩第十代藩主・鍋島直正(閑叟)の銅像が松原神社西側に建設されました。

銅像は、金属類回収令により昭和十九年に供出されたため、現在に残っていませんが、当時の人々が建設に向けて活動した様子を当館所蔵資料から紹介します。

古写真 銅像除幕式(大正2年) 公益財団法人鍋島報効会蔵

観覧無料

平成 29 年

2 月 10 日(金) ▶ 6 月 4 日(日)

- 開館時間: 9 時 ~ 17 時
- 休館日: 毎週月曜日

※月曜日が祝日の場合は、その翌日が休館となります。



「歴史的文書検索システム」
運用スタート

◎検索システム構築

佐賀県公文書館では、明治期からの県の公文書・行政資料等の歴史的文書を保存し、広く一般の閲覧に供しており、これら歴史的な文書は、「簿冊名」「文書件名」「完結年度」「編纂課名」等の目録を表計算ソフト（エクセル）で作成し、管理しています。

これまで、公文書館のホームページには、この目録を抜粋したものを掲載しており、一般の利用者にとっては探したい文書の特定が難しく、特定できたととしても詳細が分からない状態でした。

こうした状況を受け、簡易または詳細検索できるシステムを構築することによって、インターネットを介して「いつでも」「どこでも」「誰でも」利用可能なサービスを提供するため、平成二十六年度から作業を進めてきました。

どうしたら利用者の方々にとって使い勝手の良いシステムとなるのか試行錯誤しながら、基礎データ入力作業を行い、平成二十八年度にシス

テム構築の業務委託を行いました。

◎平成二十九年四月公開開始



歴史的な文書検索システムは、三月中には試験運用を終え、いよいよ平成二十九年四月から本格運用を行う予定です。

佐賀県公文書館ホームページのTOPページ上部にあるリンクからアクセスしてください。

主な機能は次の三点です。

一 簡易検索

具体的な編纂課名や年代が不明な場合は、キーワードを一つ以上入力すれば、関連する簿冊等が表示されます。



二 詳細検索

編纂課名、完結年度、簿冊名、件名等が分かっている場合は、それらを入力していただくと、よりスムーズに閲覧したい文書が検索できます。



三 閲覧申請書自動作成

これまで手書きで作成していた「歴史的な文書閲覧等申請書」が、検索結果から自動的に作成できます。御連絡先など必要事項を記載のうえ、メールに添付して送信していただくか、印刷して公文書館宛提出してください。FAXでも受け付けています。

皆様の御利用お待ちしております。

編集・発行

佐賀県公文書館
〒840-0041
佐賀市城内1丁目6番5号 佐賀県庁南別館2階
TEL : 0952 - 25 - 7365 FAX : 0952 - 25 - 7410
E-mail : kobunshokan@pref.saga.lg.jp
[詳しい情報については、当館 HP へ。](#)

佐賀県公文書館

検索

佐賀県
http://www.pref.saga.lg.jp/